

「年金記録確認第三者委員会報告書」及び「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」(案)

年金記録確認第三者委員会は、平成19年6月に総務省に設置され、2年間に約7万件の年金記録に係る申立てについて調査審議を行い、総務大臣から社会保険庁長官に対しあっせん等を行ってきましたが、この経験を踏まえ、2年間を総括するため報告書を取りまとめました。

この報告書では、年金記録確認第三者委員会の活動実績の説明とこれまでに処理した事案の分析を行い、国民の理解に資するとともに、今後、委員会が迅速かつ公正な判断を行う上での材料を提供し、今後の課題等を整理しました。

また、調査審議の経験を踏まえ、一般的な調査事項の例を示すとともに、審議に資する具体的な判断材料を追加した、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」の改正案を策定しました。

年金記録確認第三者委員会では、引き続き、国民の立場に立って、年金記録の訂正に関し公正な判断を示してまいります。

[「年金記録確認第三者委員会報告書」\(PDF\)](#)

[「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」\(案\)\(PDF\)](#)

【連絡先】

総務省行政評価局年金記録確認中央第三者委員会事務室
(担当：柳楽主任調査員、森本上席調査員、嶋田上席調査員)

電 話：03-3815-3127

F A X：03-3815-3190